

応募書類に係る補足

1 夏期休暇実習生受入申込書（様式 1）

夏期休暇実習生受入申込書の提出をもって派遣元及び学生は夏期休暇実習生受入契約条項に同意したものとみなします。受入通知書を発信した日から夏期休暇実習生受入契約が発効します。

別紙 1「令和 2 年度夏期休暇実習生募集テーマ一覧」の中から受入れを希望する実習テーマを選択し、**応募の前に、受入期間¹や実習内容について実習テーマの担当者と相談してください。**第 3 希望まで記載することができますが、受け入れられるテーマはお一人につき一テーマです。複数テーマでの受入れはできません。

第 1 希望や第 2 希望で、日程が合わないなど、調整がつかなかった場合は、第 3 希望まで調整します。**それでも調整がつかなかった場合は、受入れをお断りさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。**

「希望受入期間」の欄で、受入開始日や受入終了日として土日祝日及びお盆期間（8 月 11 日から 8 月 14 日まで）の日を記載しないでください。宿舎の入居日及び退去日については、受入期間とは別に調整しますので、それらの日に受入開始日と受入終了日を完全に合致させる必要はありません。

「派遣元責任者」の欄には、職印（公印）を押印してください。私印は認めていませんので、注意してください。応募期限までに職印の押印が間に合いそうにない場合は、その旨について説明したメモ書きをつけ、指導教員に押印していただいたものを暫定版として提出してください。職印の押印が完了し次第、正式な書類を提出してください。

2 夏期休暇実習生身上調書（様式 2）

証明写真については、次の要件を満たすものを強固に貼り付けてください。はがれてしまった場合に備えて写真の裏面に氏名を記入してください。

- ① 上半身脱帽で 6 か月以内に撮影されたもの
- ② 証明写真機又は写真店で撮影されたもの。光沢紙又は写真用紙に高品位印刷されていれば家庭用のデジタルカメラで撮影されたものでも認めています。

3 学業成績証明書の写し

成績証明書の写しを提出してください。

¹ 募集テーマ一覧で、例えば、「受入期間（始）」が 7 月 29 日、「受入期間（終）」が 8 月 30 日、「日数」が 10 日となっている場合は、7 月 29 日から 8 月 30 日までの期間内に、10 日受け入れることができるという意味です。多くのテーマにおいて、希望に応じて受入期間を調整することができますので、テーマの担当者と相談してください。

- ① 学部在学者は、学部の成績証明書
- ② 修士課程在学者は、学部及び修士課程の成績証明書
- ③ 博士課程在学者及び大学院博士後期課程修了又は修了に必要な単位を取得した後に退学し、継続して大学院の研究生として在籍する方は、学部、修士課程及び博士課程の成績証明書
- ④ 高等専門学校在学者は、高等専門学校の成績証明書

4 宿舍貸与申請書（様式3）

宿舍を借用したい方は、提出してください。入居日は、受入開始日の2日前から設定することができます。例えば、受入開始日が月曜日の場合は、土曜日から入居することができます。ただし、空き部屋の確保が難しい場合などにおいては、御希望にそえない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

宿舍を退去する時は、宿舍退去届を提出し、退去検査を受けてください。破損や汚損があった場合は、自己負担で原状回復していただきます。退去日は、受入終了日から2日以内としてください。例えば、受入終了日が金曜日の場合は、日曜日までに退去することになります。

以上